

Ⅱ 野生鳥獣資源利用実態の部

解 説

この部には、「野生鳥獣資源利用実態調査」による野生鳥獣利用実態に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模を算出する等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の確かな立案や推進のための基礎資料を整備することを目的に実施した。

(2) 調査の時期

調査対象期間は、毎年度（4月1日～翌年3月31日）の1年間とし、調査対象期間の翌年度の5月～6月の間に調査を実施した。

(3) 調査の対象

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている施設を対象としている。

(4) 調査の方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送・FAX又はオンラインにより回収する自計調査の方法。

2 用語の解説

(1) イノシシ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは

除く。

(2) シカ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜として飼育されたものは除く。

(3) その他鳥獣

イノシシ、シカ以外のクマ、アナグマ、鳥類等をいう。

(4) 解体頭・羽数

食肉解体処理を行った頭・羽数をいう。異常が認められて廃棄された個体は含まない。

(5) ジビエ利用量

食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売に販売した食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード仕向け数量をいう。

(6) ペットフード

愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又は原料として販売されたもの。

(7) 自家消費向け食肉

従業員やその家族で消費する場合をいう。イベント等でのPR活動や試食なども含む。

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話 (076) 263-2161 内線3642

直通 (076) 232-4895